様式第１２号（第２７条関係）

|  |
| --- |
| 工事請負請書年　　月　　日　　渋川市長　　様所在地　　　　　　　　　　　受注者　商号又は名称　　　　　　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　印　 |
| 　 | 工事名 | 　 | 　 |
| 工事場所 | 　 |
| 工期 | 着工 | 　　　　年　　月　　日 |
| 完成 | 　　　　年　　月　　日 |
| 請負代金額 | 　金　　　　　　　　　　　　　　円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金　　　　　　　円） |
| 上記の工事を、次の事項により施工することをお請けします。１　頭書の工事を、頭書の工期内に別冊設計書、図面及び仕様書に基づき完成すること。２　この契約によって生ずる権利義務を、第三者に譲渡し、又は承継しないこと。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りでないものとする。３　工事の施工に関しては、全て市長の指定した監督員（以下「監督員」という。）の指揮監督に従うこと。４　工事の使用材料は、使用前に監督員の検査を受け、合格したものを使用すること。検査の結果不合格となった材料は、遅滞なく引き取ること。５　水中又は地下に埋設する工事その他完成後外部から確認できない工事を施工するときは、監督員の立会いのもとに施工すること。６　工事の施工が図面又は仕様書に適合しない場合において、市長又は監督員から図面又は仕様書に基づく改造の請求があったときは、これに従うこと。この場合において、請負代金の増額又は工期の延長の請求はできないこと。７　受注者の責めに帰する理由によって、頭書の完成期日に工事を完成することができないときは、その理由を明らかにして期限内に届け出ること。この場合において、期限後に完成する見込みがあるときは、延期の期間を明らかにして市長の承認を受け、遅滞違約金（遅延日数に応じ、年３パーセントに相応する金額）を支払い、工事を完成すること。８　工事が完成したときは、書面で通知し、検査合格後に引渡しを行うこと。９　市長は、工事を完成した後適法な請求書を受理したときは、その日から４０日以内に契約金支払いをすること。１０　本書に定めない事項については、渋川市財務規則及び渋川市契約規則によるものとし必要に応じ市長と受注者とが協議の上、定めるものとすること。 |